

## 平成30年第3回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成30年9月4日（第1日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	井崎直樹	税務課長	木下信博
住民課長	門田和昭	保健福祉課長	大串靖弘
長寿社会課長	矢川又弘	生活環境課長	小池武敏
水道課長	中村政文	下水道課長	片渕徹
農業振興課長	堤正久	産業創生課長	久原浩文
農村整備課長	笠原政浩	建設課長	喜多忠則
会計管理者	西山里美	学校教育課長	吉岡正博
生涯学習課長	千布一夫	農業委員会事務局長	久原雅紀
白石創生推進専門監	坂本博樹	代表監査委員	吉村秋馬

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 小 柳 八 東  
議事係長 中 原 賢 一  
議事係書記 緒 方 千鶴子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。  
10番 片 浏 彰 11番 草 場 祥 則

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案上程（提案理由の説明）

日程第4 報告第7号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率  
の報告について

日程第5 報告第8号 只江川スポーツパークに関する報告について

日程第6 報告第9号 債権の放棄について

---

## 9時30分 開会

### ○片浏栄二郎議長

ただいまから平成30年第3回白石町議会9月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。町が推進している省エネルギー対策推進のため、白石町議会も夏のエコスタイルとして、議員申し合わせにより、6月議会同様、今会期中、議員は議場入退場時、上着は着用するが、ネクタイは着用しない。会議中は、暑い方は上着も脱いでよいことにしております。なお、執行部も同様です。皆様の御理解をお願いいたします。暑い方は上着をおとりください。

諸般の報告を行います。

各報告書、資料等は事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いします。

また、監査委員からの例月出納検査の報告書も配付しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

また、町長から佐賀西部広域水道企業団議会の報告があつております。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりです。

### 日程第1

### ○片浏栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、片浏彰

議員、草場祥則議員の兩名を指名します。

## 日程第2

### ○片渕栄二郎議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る8月23日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等の件数、一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しております会期日程（案）のとおり本日から9月14日までの11日間にしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本日から9月14日までの11日間に決定しました。

## 日程第3

### ○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されております。これは皆様に配付しております一覧表のとおりです。決算の認定6件、条例2件、財産に関すること2件、町道認定1件、補正予算5件、以上16件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

### ○田島健一町長

皆さんおはようございます。

初めに、さきの平成30年7月豪雨で犠牲になられた方やその遺族の方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。一日も早い復興をお祈りいたしております。

本町におきましても、この台風、豪雨によりまして、ビニールハウスの倒壊を初め、山地部での崖や林道の崩壊、また農作物におきましても、七夕こしひかりやレンコンなどに一部被害があったようでございまして、被災された方々にお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

本日、平成30年第3回白石町議会定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案につきましてその概要を御説明申し上げます。

まず、議案第34号から議案第39号までの6件は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、農業集落排水特別会計、特定環境保全公共下水道特別会計及び水道事業会計の平成29年度決算の認定に関する議案でございます。この内容につきましては、後もって会計管理者と担当課長が御説明いたします。

次に、条例案件が2件ございます。

議案第40号「白石町道の駅しろいし条例の制定について」は、現在建設中であります道の駅しろいしにつきまして、名称、位置、事業内容など、公の施設として規定する条例を制定することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第41号「白石町保育園設置条例の一部を改正する条例について」は、白石町立

六角保育園、及び白石町立有明みのり保育園の完全民営化に伴いまして、条例改正を行うものでございます。

続きまして、財産に関する案件が2件ございます。

議案第42号及び議案第43号「財産の無償譲渡について」は、白石町立六角保育園及び白石町立有明みのり保育園の財産の無償譲渡に関しまして議会の議決を求めるものでございます。

次に、町道認定案件が1件ございます。

議案第44号「町道路線の認定について」は、町道金比羅線の延伸につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、予算案件が5件ございます。

議案第45号「平成30年度白石町一般会計補正予算（第2号）」、議案第46号「平成30年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第47号「平成30年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議案第48号「平成30年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）」、議案第49号「平成30年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）」、以上につきましては各会計予算の所要の補正を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては以上のとおりでございます。

提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明させます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

## ○片渕栄二郎議長

次に、議案第34号から議案第38号までの決算の認定について説明を求めます。

## ○西山里美会計管理者

おはようございます。

ただいまより、平成29年度白石町各会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第5項の規定により概要を説明をいたします。

なお、決算書は、自治法第233条第1項及び地方自治法施行令第166条の規定により、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書といたします。

まず、白石町一般会計歳入歳出決算でございますが、決算書の1ページをお開きください。

歳入のうち主な項目について御説明いたします。

1 款町税の収入済額が、21億9,398万9,553円。町税全体で前年度より304万1,206円の減額となっております。なお、年度中の不納欠損額は333万8,745円で、収入未済額が5,426万8,461円となっております。

2 ページをお開きください。

10 款の地方交付税は、収入済額51億7,674万3,000円で、前年度より2億702万円の減額となっております。また、歳入全体の34.8%を占めております。

13 款使用料及び手数料でございますが、収入済額2億5,023万3,072円でございます。

収入未済額は保育料などとなっております。町営住宅使用料については、滞納繰越分現年度分を含め完納となっております。

15款県支出金では、収入済額12億993万5,732円で、昨年度より4,971万4,331円の減額となっております。

続きまして、3ページをお願いします。

17款寄附金では、収入済額3億9,618万7,561円となっております。そのうちふるさと寄附金が3億9,086万4,121円となり、前年度より1億2,924万638円の増額となっております。

20款諸収入では、収入済額が3億3,345万9,930円となっております。なお、収入未済額が572万7,475円となり、全額学校給食費でございますが、年々減少をしております。

21款町債では、収入済額15億7,970万円で、合併特例債の増などによりまして、前年度より9億9,070万円の増額となっております。

歳入合計で、収入済額148億8,355万3,178円の決算となっております。

次に、4ページをお開きください。

歳出について、主な項目について御説明をいたします。

2款総務費では、支出済額34億6,538万5,476円で、振興基金積立金8億円などで前年度より13億3,983万3,317円の増額となっております。なお、ふるさと応援事業や道の駅整備事業などに取り組んでおります。

3款民生費では、支出済額38億2,031万4,795円で、前年度より5,970万9,333円の増額となっております。地域子育て支援事業や介護保険事業などに取り組んでおります。

6款農林水産業費では、支出済額15億4,781万6,604円で、歳出の10.7%を占めており、前年度より7,871万6,891円の増額となっております。佐賀園芸農業者育成対策事業、それから多面的機能支払交付金事業などに取り組んでおります。

続きまして、5ページをお願いいたします。

7款商工費では、支出済額1億2,691万1,824円となっております。白石ブランド確立対策事業などで農産物等のPRに努めております。

8款土木費では、支出済額6億3,584万7,312円となっております。住民協働の環境整備事業、道路橋梁、町営住宅などの施設の長寿命化、ため池整備工事などに取り組んでおります。

9款消防費では、支出済額5億8,525万1,522円となっております。増額の主なものは、防災行政無線工事費でございます。

10款教育費では、支出済額12億6,206万7,320円となっております。町内全小・中学校の空調設置工事費などで、前年度よりも1億5,213万7,416円の増額となっております。

6ページをお開きください。

公債費を含めまして歳出合計が支出済額144億1,562万3,912円となっております。

歳入歳出差し引き額は、4億6,792万9,266円で、同額を翌年度に繰り越しをいたしております。

次に、153ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた額が4億6,792万9,266円となり、翌年度に繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が3,142万2,000円となりますので、これを差し引いた実質収支額は4億3,650万7,266円の決算額となっております。

次に、平成29年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

まず、歳入につきまして、1款国民健康保険税では収入済額7億3,765万1,852円で、歳入全体の17.1%となっております。不納欠損額が295万8,231円、収入未済額が8,263万9,358円の決算となっております。前年度より1億5,451万30円の減額となっております。

4款国庫支出金では、収入済額12億5,686万2,754円で、歳入全体の29.2%を占めております。

6款前期高齢者交付金では、収入済額5億8,235万911円で、歳入全体の13.5%を占めております。

8款共同事業交付金では、収入済額10億8,521万4,825円で、歳入全体の25.2%を占めております。

次に、2ページをお開きください。

10款繰入金は、一般会計からの財政支援等であり、収入済額が3億3,739万6,507円で、前年度より9,433万699円の増額となっております。

歳入合計として、収入済額43億135万2,673円となっております。

次に、3ページの歳出でございますが、2款保険給付費では、支出済額25億2,085万271円で、歳出全体の60.2%を占めておりました、昨年度より1億4,010万7,076円の増額となっております。

3款後期高齢者支援金等は、支出済額が3億6,477万2,110円で、歳出全体の8.7%を占めております。

7款共同事業拠出金は、支出済額10億164万9,911円で、前年度より4,549万2,364円の減額となっております。

4ページをお開きください。

13款前年度繰上剰余金は、支出済額7,025万8,662円で、歳出合計が支出済額41億8,874万8,824円となっております。

歳入歳出差し引き額は、1億1,260万3,849円となりまして、同額を翌年度へ繰り越しをしております。

次に、26ページをお開きください。

実質収支に関する調書では、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が1億1,260万3,849円で、実質収支額も同額となっております。

続きまして、平成29年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明をいたします。

1ページ目、歳入の1款後期高齢者医療保険料は、収入済額1億7,974万5,961円で、歳入全体の57.3%を占めております。また、収入未済額が35万700円となっております。

す。

3 款繰入金として、収入済額が 1 億 3,061 万 5,753 円で、歳入合計が収入済額 3 億 1,343 万 5,013 円の決算額となっております。

次に、2 ページをお開きください。

歳出でございますが、2 款後期高齢者医療広域連合納付金では、支出済額 3 億 919 万 9,000 円となっており、歳出合計が支出済額 3 億 1,183 万 6,530 円で、歳入歳出差し引き額は 159 万 8,483 円の決算となり、同額を翌年度に繰り越しをいたしております。

次に、9 ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が 159 万 8,483 円で、実質収支額も同額となっております。

次に、平成 29 年度白石町農業集落排水特別会計の歳入歳出決算額の説明をいたします。

まず、1 ページ目の歳入でございます。2 款使用料及び手数料は、収入済額 5,276 万 9,151 円で、前年度より 55 万 8,096 円の減額となっております。

5 款繰入金では、収入済額 2 億 1,547 万 7,875 円で、歳入全体の 67.1% となっております。

2 ページ目をお開きください。

歳入合計が、収入済額 3 億 2,126 万 4,111 円の決算となっております。

次に 3 ページ、歳出でございますが、2 款施設管理費では、支出済額 6,395 万 6,060 円となっております。

また、3 款施設整備費では、支出済額 4,359 万 6,670 円となり、下水道施設の機能強化事業に取り組んでおります。

4 款公債費では、支出済額 2 億 218 万 5,121 円で、歳出全体の 63.9% を占めております。

歳出合計は、支出済額 3 億 1,635 万 5,098 円となり、歳入歳出差し引き額が 490 万 9,013 円で、同額を翌年度に繰り越しをいたしております。

次に、13 ページをお開きください。

実質収支に関する調書では、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が 490 万 9,013 円となり、実質収支額も同額となっております。

次に、平成 29 年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。

まず、1 ページの歳入でございます。1 款分担金及び負担金で、収入済額が 2,594 万 400 円となっております。

2 款使用料及び手数料では、収入済額が 3,396 万 7,940 円で、前年度より 730 万 1,647 円の増額となっております。

3 款国庫支出金では、収入済額が 2 億 1,250 万円で、前年度より 1,250 万円の減額となっております。

8 款町債では、収入済額 2 億 6,930 万円で、前年度より 4,510 万円の減額となっております。

続きまして、2 ページをお開きください。

歳入合計で、収入済額 7 億 801 万 7,438 円の決算となっております。

次に、3 ページの歳出では、3 款公共下水道費で、支出済額 5 億 387 万 7,029 円で、前年度より 5,929 万 7,350 円の減額となっております。

次に、4 款公債費では、支出済額が 1 億 3,377 万 3,439 円で、前年度より 3,748 万 2,861 円の増額となっております。

歳出合計は、支出済額 7 億 462 万 9,727 円となり、歳入歳出差し引き額が 338 万 7,711 円で、同額を翌年度に繰り越しをいたしております。

続きまして、14 ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が 338 万 7,711 円となり、実質収支額も同額となっております。

なお、詳細につきましては添付をいたしております各会計の決算事項別明細書、決算説明報告書等のお目通しをお願いいたします。

次に、財産に関する調書を計上いたしております。数字につきましては平成 30 年 3 月 31 日現在のもとなっております。3 ページ以降につきましては、各種基金、出資金等を掲載いたしておりますので、後もってお目通しをお願いいたします。

以上をもちまして各会計の決算概要説明を終了いたします。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○片渕栄二郎議長

次に、議案第 39 号「平成 29 年度白石町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」説明を求めます。

#### ○中村政文水道課長

おはようございます。

それでは、議案第 39 号「平成 29 年度白石町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定」につきまして説明いたします。

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき剰余金の処分を受け、あわせて同法第 30 条第 4 項の規定により決算の認定を受けるものであります。

それでは、白石町水道事業会計決算書の 1 ページをお開きください。

決算報告書は予算額に対して執行状況を明らかにするための実績計算表に当たり、消費税込みの金額で表示をいたしております。

2 ページをお開きください。

収益的収入及び支出は、水道事業経営に伴って発生する収益とそれに対応するための費用及び減価償却費などの現金の支出を伴わない経費を含めたものです。

上段の収益的収入では、水道料金や手数料などの営業収益が 4 億 8,738 万 4,044 円の決算額となりました。また、営業外収益は他会計補助金などで、1 億 1,454 万 5,851 円となり、水道事業収益総額では 6 億 192 万 9,895 円となり、前年度より 1,176 万 9,903 円の減収となっております。

下段、収益的支出につきましては、人件費や修繕費、受水費、減価償却費などの営業費用が 5 億 6,435 万 2,879 円で、支払い利息等の営業外費用が 1,573 万 9,207 円となっております。また、特別損失は 4 万 4,524 円で、水道事業費総額 5 億 8,013 万 6,610 円



となり、前年度と比較しますと776万992円の減額となりました。

次に、3ページの資本的収入につきましては、工事負担金と他会計補助金として、一般会計からの起債の償還元金の一部繰入金で2,813万7,000円となっております。

一方、下段の資本的支出は、建設改良費と企業債償還金で1億3,733万3,160円を執行いたしております。

なお、資本的収支において資本的収入が不足する額は1億919万6,160円となり、この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額730万3,620円及び過年度分損益勘定留保資金1億189万2,540円で補填いたしております。

続きまして、4ページ以降は、財務諸表を掲載いたしております。

5から6ページが損益計算書でありまして、消費税抜きの金額であり、1年間の水道事業の経営成績をあらわすものであります。営業収益は欄中、4億5,137万293円、営業費用は欄中の下から2行目、5億3,961万4,758円となり、営業収益から営業費用を差し引きました営業損失は、右端下段、8,824万4,465円です。

次の6ページ、営業外収益は欄中、1億1,416万8,585円で、営業外費用は1,139万3,229円であります。営業外収益から営業外費用を差し引き、1億277万5,356円となりまして、5ページの右端下段の営業損失8,824万4,465円と合わせましたところの経常利益は、6ページ中段右端、1,453万891円となりました。また、特別損失が4万1,226円でしたので、経常利益1,453万891円から特別損失4万1,226円を差し引きまして、当年度純利益といたしまして、右端下段から4行目、1,448万9,665円となりました。

これにより前年度繰越利益剰余金1億3,712万6,738円とその他未処分利益剰余金変動額2億8,044万8,695円を合わせた額に今回の当年度純利益1,448万9,665円を加えまして、当年度未処分利益剰余金を4億3,206万5,098円といたしました。

7ページにつきましては、平成29年度中の剰余金の計算書でありまして、左端下段の当年度末自己資本金残高は20億6,731万5,623円、資本剰余金の移動はございません。利益剰余金につきましては、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金の新たな積み立てはありませんが、未処分利益剰余金については当年度純利益分1,448万9,665円が増加をし、利益剰余金の合計が11億3,571万7,238円となりまして、資本合計は右端下段の32億303万2,861円となりました。

8ページは、平成29年度剰余金処分計算書(案)を記載しております。地方公営企業法第32条第2項では、剰余金の処分については条例の定めるところによるか、または議会の議決を経て行わなければならないとされております。本町水道事業におきましては、剰余金の処分に関しては条例とはせず議会の議決を経ることとしておりますが、当年度の剰余金の処分はございません。なお、翌年度繰越利益剰余金の額は4億3,206万5,098円といたしたいと考えております。

9ページから11ページまでは、貸借対照表であり、平成29年度末の平成30年3月31日における水道事業会計の財政状態を明らかにするものであります。

9ページからの資産の部としまして、固定資産と、次の10ページ上段、流動資産を合わせまして、資産合計は44億5,537万1,881円です。また、中段からの負債の部としまして、固定負債、流動負債及び11ページの繰り延べ収益を合わせまして、負債の合

計は12億5,233万9,020円です。その下、資本の部としまして、資本金及び剰余金を合わせまして、右端下から2行目、資本合計が32億303万2,861円となりまして、その下、負債と資本の合計が44億5,537万1,881円であり、10ページの上段右端の資産合計と負債資本合計は同額となります。

12から13ページは、会計方針等の注記を記載しております。

14ページからは、事業報告書になっております。

15ページから16ページにつきましては、水道事業の概況として総括事項を記述しております。読み上げは省略いたします。

17ページは、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項を記載しております。

18ページから19ページにつきましては、29年度中に施工をいたしました建設改良工事の概要を記載いたしております。なお、本年度工事費の欄の金額につきましては税込み金額となっております。

続きまして、20ページは、29年度と28年度を比較した業務量を記載いたしております。主な事項としては29年度の給水人口は1万9,092人、給水戸数6,765戸で、配水量年間188万8,810立方メートルに対し有収水量は年間164万9,500立方メートルとなりまして、有収率は87.3%となります。前年度より1.4ポイント増の有収率の向上が図られております。

続きまして、21ページは、事業収入に関する事項を記載しております。水道料金につきましては近年減少傾向にありまして、前年度と比較しまして、1%減の4億5,066万4,893円となりました。他会計補助金の欄では上水道高料金対策補助金等が6,433万7,000円となり、事業収入の合計額は前年度と比較しまして2%減の5億6,553万8,878円となりました。

次に、22ページは、事業費に関する事項を記載しております。区分欄の上から3行目の減価償却費と下から4行目の資産減耗費の減少などによりまして、前年度と比較しますと729万2,024円減少しております。事業費支出の合計は、前年度と比較して、1.3%減の5億5,104万9,213円となりました。

23ページにつきましては、重要契約の要旨について記載しております。

24ページは、企業債及び一時借入金の概要を記載しております。29年度中に償還いたしました元金が3,872万4,041円で、これにより起債残高は4億6,367万8,656円となっております。なお、一時借入金はありません。

25ページ以降のその他の書類といたしまして、26ページには資金の流れを見るためのキャッシュフロー計算書を記載いたしております。

27ページから32ページまでは、収益費用明細書を記載しております。この収益費用明細書は、前に戻りまして、2ページと3ページの決算報告書の収入と支出の明細となっておりますが、消費税抜きで記載しております。

33ページにつきましては、有形固定資産明細書を記載いたしております。

最後に、34ページは、企業債明細書を記載しております。

以上、平成29年度白石町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての概要説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○片渕栄二郎議長

ここで決算認定について監査委員からの審査報告を求めます。

## ○吉村秋馬代表監査委員

おはようございます。

私、監査委員の吉村でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほど町長からもお話がっておりますように、さきの東日本の震災、そして熊本震災、そしてなお、ことしの西日本の豪雨災害、非常に地球の環境が異常気象となつてるところでございまして、早期復旧を祈願するところであります。

それでは、ただいまより監査報告をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして審査いたしました。

平成29年度の決算審査は、去る7月17日から8月3日までの10日間、議選の溝上良夫監査委員とともに実施したところであります。8月24日に町長へ審査意見書を提出いたしましたところであります。決算書、関係諸帳簿、証拠書類を審査しまして、計数は正確に処理されていることを確認いたしました。

審査した結果として意見を申し上げます。

不納欠損処分と滞納処分についてであります。平成29年度の町税、すなわち町民税、固定資産税、軽自動車税等の不納欠損額は333万8,745円でありまして、なお多額であります。前年度より145万4,913円不納欠損額はふえております。地方税法に基づき適正な理由で不納欠損処理がなされておりますが、不納欠損は納税者の不公平を招きかねないものであり、納税意欲を低下させかねないものであります。今後も厳正で適切な執行停止や時効中断など事務処理をしていただきたい。

なお、町税の徴収率は平成20年から前年度を上回る徴収であり、町税徴収に関する職員の努力については大いに評価するところであります。今後とも町税に限らず債権の徴収に関しては各課連携をして徴収体制の強化と意識の向上を図り、法に基づいた滞納処理をされ、徴収の向上と滞納金の縮減に努められますよう希望します。

事務処理の状況についてであります。各課の事務処理等については、例月検査におきましてもその都度指摘をしておりますが、決算審査では重大な誤りは見られませんでした。

しかし、次の2点に改善検討をしていただきたいと思ひます。

徴収事務についてでございます。各担当課は日々徴収に努力されておりますが、調定減額忘れにより、年度末に収入未済額となっているものが数件見られました。4月から5月の出納閉鎖期間を有効に活用し、適切な徴収に努めていただきたい。

なお、予算執行についてであります。報償費等の支出漏れがありました。予算執行については請求時点で内容確認後、遅滞なく支出をし、事業年度終了後は予算額と照合し、迅速かつ適正な事務処理に努めていただきたい。

次に、時間外勤務についてであります。今回時間外勤務について審査を行いました。各課によって大きな差があり、課内においても係で大きな差がありました。時期的なものは別として、担当業務により係に負担がかかっている状況が確認できました。今

後業務内容や配分の見直し等を考慮し、適正な人員配置、確保に努めていただきたい。

次に、特別会計等であります。国民健康保険、後期高齢者医療、集落排水事業、特定環境保全公共下水道等であります。

財務諸表、会計計数は正確であることを確認いたしました。ただ、29年度の国保会計は国庫支出金等の増加により数年ぶりの黒字決算で、1億1,260万3,849円であります。一方、保険給付費を抑えるために住民健診の受診の推進、その後の健康指導をされていますが、今後も住民の健康に対して啓発活動を推進していただくよう希望します。なお、今年平成30年より県内での広域化が開始されています。税率改正等の問題がありますが、適正な国保事業の執行に努力していただきたい。

また、集落排水事業については、高齢化世帯等の増加の問題により、接続率が伸び悩んでいる地区が見られます。特定環境保全公共下水道事業の接続についても、今後どのように推進するかが大きな課題であります。水質の向上、商店街の環境などを考慮して、個別訪問や団体との協議、そして連携をされ、接続率の向上に努めていただきたい。

次に、水道事業会計についてであります。

平成29年度の水道事業会計決算については、決算書関係諸帳票、証拠書類を精査し、計数の誤りはなく、正確に計上されていることを認めます。また、財務諸表も適正と認めます。29年度の収支は高料金対策補助金等の増額、減価償却費の減少などで、1,448万9,000円の純利益で、繰越剰余金等を合わせると29年度未処分利益剰余金は4億3,206万5,000円であります。なお、下水道料金との同時徴収が実施されておりますので、未納額がふえないよう一層の努力をお願いいたします。

また、有収率は昨年度より1.4%上回り、87.3%となりました。今後も有収率の向上に努め、老朽管の更新や配水管布設替工事等の整備により、安心して飲める良質で安全な水の供給をしていただきたい。

また、佐賀西部広域水道企業団との統合が検討されていることから、遊休施設の処分など、計画的な施設整備を進められるようお願いいたします。

次に、財政健全化についてであります。8月21日に審査をしました結果、算定書類等は適切と認め、健全化判断比率は良好であると認められました。

終わりに、合併してから13年が経過し、第2次総合計画、27年度より32年度までの6年間で作成されております。基本理念である「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」の実現のために努力をしていただきたい。

また、普通交付税は合併優遇措置が変減しており、見直され減少していくので、交付税への依存度が高い白石町にとっては大きな課題であると認識いたします。今までの行財政運営を見詰め直し、合理化に努め、人員管理についても改めて全体の奉仕者として認識を新たにし、町民の福祉の増進と行政サービスの向上に努められ、町民の負託に応え得るように職務に邁進されるよう切望いたします。

以上、概略でございますが監査報告を終わります。

## ○片渕栄二郎議長

次に、議案第40号から議案第49号までの内容説明を求めます。

## ○久原浩文産業創生課長

では、産業創生課所管の議案第40号「白石町道の駅しろいし条例の制定について」を説明いたします。

この条例制定は、平成31年春に供用開始を予定している道の駅しろいしについて、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、公の施設であります道の駅しろいしの設置及びその管理に関する事項を条例で定めるものでございます。

条例案1ページ目をお開きください。

第1条は、道の駅しろいしの設置における目的を定めております。道路利用者の安全な道路交通環境の提供、及び地域資源を活用した産業育成、地域情報の発信及び来訪者との交流を促進するためと定めております。

第2条は、道の駅の名称及び位置をそれぞれ定めております。

第3条は、道の駅で行われる事業について定めた条文で、第1号から第6号に道路利用者への休憩の場、情報発信の提供、及び町民、来訪者との交流の促進、並びに地域連携として特産品、飲食物、その他の物品の販売に関する事、また道の駅しろいしは地域の防災拠点機能をあわせ持つこととしており、災害発生時の被災者等への支援に関する事を明記し、その他道の駅の設置の目的を達成するために必要な事業を行うこととしております。

第4条は、開館時間及び休館日で、これにつきましては別に定める白石町道の駅しろいし条例施行規則で定めることにしております。

第5条は、道の駅施設の利用許可及び不許可について定めており、許可はあらかじめ町長の許可を受けなければならない、また許可を受けた事項を変更しようとするときも同様で、その際第2項で、町長は管理上必要な条件を付して許可することができるとしております。次に、第3項は不許可の条文ですが、2ページ目、第1号から第2号のいずれかに該当するときは利用を許可しないものを明確にしたものであります。

第6条は、前条第5条の利用の許可の取り消し等について定めており、第1号から第6号のいずれかに該当する場合は、町長は利用の取り消し、または利用を制限し、もしくは利用の停止を命じることができることを規定しており、第2項で許可の取り消し、許可の制限、利用の停止によって利用者に損害が生じて、町長はその賠償の責めを負わないものとしております。

第7条は、第6条の規定により許可を取り消された者に対し、道の駅からの退去を町長が命ずることができることとしております。

第8条は、利用者の原状回復義務を規定しております。

3ページ目、第9条は、利用者は利用の目的を許可なく変更したり、利用の権利を譲渡、転貸をしてはならないことを定めた規定でございます。

第10条は、道の駅施設の利用者は使用料を納付しなければならないことについて規定しており、使用料の額につきましては、白石町道の駅しろいし条例施行規則のほうで定めることにしております。

第11条は、使用料の減免について定めており、第1号、第2号のいずれかに該当するときは使用料を減免することができる規定であります。

第12条は、使用料の還付について規定をしております。

第13条は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、道の駅しろいしの管理を指定管理者に行わせることができることとしております。

第14条につきましては、地方自治法第244条の2第4項に規定する指定管理者が行う業務を定めた規定でありまして、第1号から第6号までの業務としており、第3条各号に掲げた事業に係る業務のほか、特産物等の展示、製造及び販売や飲食物の提供に関する業務、並びに施設の維持管理及び修繕に関する業務、施設利用の許可に関する業務などを定めております。なお、第2項で指定管理者に施設の管理を行わせる場合は準用規定を定めておりまして、第5条、第7条及び第17条の規定中の、ページを開いて4ページ目になります、「町長」とあるのは「指定管理者」と読みかえて適用し、第6条中「町長は」とあるのは「指定管理者は、町長の承認を得て」と読みかえて適用することとしております。

第15条は、道の駅しろいし施設の指定管理者の指定の手續等を白石町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の定めによることとしております。

第16条は、利用料金についての条文でございます。第10条で利用者は使用料を納付する規定がありますが、道の駅施設を指定管理者に管理業務を行わせる場合、第16条第5項により、「使用料」とあるのは、「利用料金」として当該指定管理者の収入として収受されることができることとしております。なお、地方自治法第244条の2第9項の規定により、第3項で利用料金の額については指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めることとしております。

第17条は、入場の制限について定めたもので、第1号から、次のページ第7号のいずれかに該当する者の入場を拒否し、もしくは制限し、または撤去を命ずることができる条文であります。

第18条は、町長は道の駅維持管理上必要がある、また施設等の保全に支障があると認めるときは利用及び入場を禁止し、制限することができる規定となっております。

第19条は、道の駅施設等に与えた損害に対する利用者等の賠償義務について定めたものでございます。

第20条は、この条例を施行するに当たりさらに必要な事項は規則で定めるもので、具体的には白石町道の駅しろいし条例施行規則で定めることとしております。

最後に、附則の条文の施行期日ですけれども、道の駅しろいしの供用開始の期日が明らかでないため、施行期日を規則のほうに委任をしており、公布の日から1年を越えない範囲内において、規則で施行期日のほうを定めることとしております。

以上、説明のほうを終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○片渕栄二郎議長

暫時休憩します。

10時39分 休憩

10時55分 再開

#### ○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

## ○大串靖弘保健福祉課長

保健福祉課関連の議案第41号「白石町保育園設置条例の一部を改正する条例」、議案第42号、議案第43号「財産の無償譲渡について」御説明いたします。

まず、議案第41号「白石町保育園設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

平成26年度から指定管理保育園として本年度末をもって5箇年を経過いたします白石町立六角保育園、白石町立有明みのり保育園の2園につきまして、白石町立指定管理保育園評価審査委員会におきまして、保育の状況、保護者への対応、経営状況についておおむね良好であるとの評価、報告を受け、平成31年4月1日から六角保育園は武雄市北方町志久5831番地2の社会福祉法人北方福祉会理事長禿井隆信に、有明みのり保育園は白石町の学校法人静光学園が設立されました杵島郡白石町大字新明2804番地10、社会福祉法人仁美会理事長江藤静香に、完全民営化へと移行するものでございます。それに伴いまして白石町保育園設置条例の白石町立六角保育園、白石町立有明みのり保育園を削除するものでございまして、地方自治法第96条第1項第1号により議会の議決をお願いするものでございます。また、9月議会での議決をお願いする理由といたしまして、ことし11月には来年度の園児募集を行います、私立保育園としての園児募集を行う必要があるためでございます。

次に、議案第42号「財産の無償譲渡について」御説明いたします。

同じく、白石町立六角保育園の完全民営化に伴いまして、園舎、木造平家建て1,034.25平方メートル、園舎の附帯設備及び備品につきまして、武雄市北方町大字志久5831番地2の社会福祉法人北方福祉会理事長禿井隆信に無償譲渡するもので、譲渡日は平成31年4月1日でございます。無償での譲渡理由といたしまして、建築後28年を経過し、耐用年数も超過して老朽化しており、維持補修や、場合によっては建てかえが必要なことや、建てかえや改修工事には補助事業を活用できることから、無償譲渡とすることにより法人の経営面の負担が軽減され、園舎の建てかえや保育業務の充実を行うことができ、保育サービスを通じて町民の子育て支援を図ることが期待されます。以上のことから、園舎、園舎の附帯設備及び備品の無償譲渡につきまして、地方自治法第96条第1項第6号によりまして議会の議決を求めるものでございます。

次に、同じく議案第43号「財産の無償譲渡について」御説明いたします。

同じく、白石町立有明みのり保育園の完全民営化に伴いまして、園舎、鉄骨づくり平家建て518.34平米、園舎の附帯設備及び備品につきまして、白石町の学校法人静光学園が設立されました杵島郡白石町大字新明2804番地10、社会福祉法人仁美会理事長江藤静香に無償譲渡するもので、譲渡日は平成31年4月1日でございます。無償での譲渡理由といたしまして、建築後38年を経過し、耐用年数も経過して老朽化しており、維持補修や、場合によっては建てかえが必要なことや、建てかえや改修工事には補助事業を活用できます。また、無償譲渡とすることにより法人の経営面の負担が軽減され、園舎の建てかえや保育業務の充実を行うことができ、保育サービスを通じて町民の子育ての支援を図ることが期待されます。以上のことから、園舎、園舎の附帯設備及び備品につきまして、無償譲渡につきまして、地方自治法第96条第1項第6号によりま

して議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○喜多忠則建設課長

建設課所管の議案第44号「町道路線の認定について」御説明申し上げます。

町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により議会の議決が必要なため提案するものでございます。

町道路線は白石地域のその他の町道、金比羅線でございます。現在の金比羅線の起点はそのままとして、路線延長を伸ばし、終点を変更するものでございます。平成26年度から平成27年度にかけて九州地方整備局武雄河川事務所によって六角川旧堤防が撤去されております。これにより、国は河川敷を廃止処分する手続の準備を進めておりますが、本町に無償で譲与をする場合は、町道の用に供するための財産処分として譲渡することが必須条件であるため、現在の金比羅線に譲与を受ける延長分を追加延伸し、町道路線の認定をお願いするものでございます。

次ページの町道路線の認定区間と図面をごらんください。

町道金比羅線、起点が白石町大字東郷字二本松2000番の1地先、終点が白石町大字東郷字四本楠479番地先となります。これにより、町道金比羅線の延長を901メートル延伸し、総延長1,252メートルとするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○井崎直樹企画財政課長

おはようございます。

議案第45号「平成30年度白石町一般会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

補正予算の1ページをお願いいたします。

1ページ目、既決の歳入歳出予算総額に5億6,689万1,000円を追加し、補正後の予算を146億1,134万円とするものでございます。

5ページ目をお願いいたします。

5ページ、第2表繰越明許費でございます。これは6款農林水産業費1項農業費の産地パワーアップ事業2億864万8,000円を繰越明許するものでございます。事業内容につきましては、別紙主要事項内容説明書のほうをお願いいたします。

こちらの4ページ目に産地パワーアップ事業として事業明細書を載せております。この別紙主要事業説明書に記載してる分につきましては、議会終了後に勉強会で担当課長が説明いたしますので、省略いたします。

補正予算書に戻りまして、9ページをお願いいたします。

9ページ、歳入の1款町税、1項の町民税の現年課税分が4,400万円減額補正しておりますが、これは確定申告が終了しまして、当初調定をしたところ営業及び農業収入が、昨年12月に当初予算を作成するわけですが、予算編成時点より収入が得られず減額補正となったものでございます。2項の固定資産税、現年課税分1,940万円を追加補正しておりますが、評価替えの年に当たり、家屋分の原価率を少し低く見込ん



でございましたが、そこまで落ちなかったということで家屋で1,210万円の増額補正をし、償却資産においても新規事業所や新規店舗数の状況を見込み、また機械設備投資も減少ぎみに勘案し予算計上してございましたが、想定ほどの下落はなかったこと等により810万円の増額補正をしております。

11ページをお願いいたします。

11ページ、一番下の17款寄附金の中で、1節指定寄附金、学校指定寄附金20万円でございますが、これは建設業組合からいただきました指定寄附でございます。歳出は予算書の33ページ、小学校費の2目教育振興費の備品購入費、書籍購入費20万円に充てております。図書を購入を予定してるものでございます。

戻りまして、13ページ。

13ページ、20款諸収入、2節企画財政課雑入65万円でございますが、これは平成30年2月27日、公用車が庁舎駐車場内の外灯に衝突いたしました。その公用車修理相当額の共済金の収入をここに計上しております。

14ページをお願いいたします。

14ページ、議会費を初め、各課において2節給料、3節職員手当等で時間外手当等の補正をいたしておりますが、4月1日付人事異動による補正と、時間外につきましては7月2日から7月4日の台風7号接近、7月6日の西日本豪雨、7月29日から7月30日の台風12号接近等により、避難所の開設、大雨洪水警報の発令、大雨特別警報の発令等による災害対策のための時間外勤務手当を含み補正をいたしております。

15ページをお願いいたします。

15ページ、財産管理費、25節で積立金、歳計剰余積立金として1億6,825万4,000円を財政調整基金に積み立てております。これは事前に配付いたしてございました9月補正予算細事業一覧表の1ページ目にも記載しておりますが、平成29年度決算において、実質収支額4億3,650万7,266円の2分の1を下回らない額、2億1,825万3,633円から当初予算で計上してございました5,000万円を差し引いた額を積み立てているものでございます。また、公共施設整備基金に6,981万8,000円を積み立てるものでございます。

ページ飛びまして、25ページをお願いいたします。

25ページ、6款の農林水産業費、5目米政策対策費の19節負担金補助及び交付金で、さかの米・麦・大豆競争力強化対策事業補助金292万5,000円でございますが、これは平成31年度事業として計画していた事業を、佐賀県の予算確保ができたため前倒しして導入することとなった事業と、その他事業調整分を合わせた補正分が292万5,000円ということで補正しております。

31ページをお願いいたします。

31ページ、30ページの上段河川費のほうのつながりでございますが、河川総務費の14節使用料及び賃借料30万円と15節工事請負費160万円の補正でございますが、これは廻里津ポンプの増設と51号水路にポンプを、既決予算において対応していた分を今回補正するものでございます。

以上、補正予算についての説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

## ○門田和昭住民課長

住民課関連の議案について御説明いたします。

まず、議案第46号「平成30年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は既決予算の総額に歳入歳出それぞれ6,990万2,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ34億5,690万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税につきましては、7月時点で調定額が見込み額を下回ったため、4,270万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、8ページをお願いします。

11款繰越金につきましては、平成29年度の剰余金1億1,260万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。なお、この繰越金については、平成29年度において一般会計から財政補填繰入金として、保険税補填分8,000万円、広域化に伴います累積赤字解消のための7,000万円の計1億5,000万円をいただいていた剰余金でございます。この後の歳出で補正をお願いします諸支出金における平成29年度の療養給付費等負担金の精算に伴います償還金及び予備費に、今後予定されます平成29年度前期高齢者交付金等の精算金として、それぞれ充当させていただきます。

歳出について御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

13款諸支出金につきましては、平成29年度に国庫から交付されておりました一般被保険者分の療養給付費等負担金の精算に伴います償還金が、当初見込み額より支出増のため5,892万9,000円を増額し、また診療報酬支払基金から交付されておりました退職被保険者分の療養給付費交付金につきましても、精算額の確定のため105万4,000円を増額するもので、総額5,998万3,000円を増額するものでございます。

14款の予備費については、先ほど繰越金で述べましたとおり、今後の平成29年度前期高齢者交付金等の精算金に充当させていただくため、991万9,000円を増額させていただくものです。

続きまして、議案第47号「平成30年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は既決予算の総額に歳入歳出それぞれ159万8,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ3億2,949万8,000円とするものです。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いいたします。

5款繰越金につきましては、平成29年度決算に伴い、剰余金が発生いたしました分を平成30年度へ繰り越して精算するものであり、前年度繰越金159万8,000円の増額補正をお願いするものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金でございます。157万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、平成29年度の出納閉鎖期間中に収納された保険料を佐賀県後期高齢者医療広域連合に納付する分でございます。

同じく、8ページの4款諸支出金、繰出金につきましては、事務費の精算に伴う一般会計への返還金として2万3,000円の増額補正をお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○片渕 徹下水道課長

それでは、下水道関連の補正予算、2議案について御説明いたします。

まず初めに、議案第48号「平成30年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正でございますが、既決の予算に歳入歳出それぞれ490万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,990万9,000円とするものであります。

今回の増額補正につきましては、平成29年度の決算に伴います前年度繰越金の確定による補正でございます。

7ページをお願いします。

歳入の補正につきましては、6款繰越金、前年度繰越金が490万9,000円でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出の補正につきましては、1款総務費、総務管理費の農業集落排水処理施設維持管理基金へ前年度繰越金の490万9,000円を全額積み立てることとしております。

続きまして、議案第49号「平成30年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出の補正でございますが、既決の予算に歳入歳出それぞれ338万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,738万7,000円とするものであります。

今回の増額補正につきましては、前年度繰越金の確定に伴います補正でございます。

予算書の7ページをお願いいたします。

歳入の補正につきましては、6款繰越金といたしまして、前年度繰越金338万7,000円を計上いたしております。

8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費、総務管理費の特定環境保全公共下水道処理施設維持管理基金へ前年度繰越金338万7,000円を積み立てることとしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 日程第4

#### ○片渕栄二郎議長

日程第4、報告第7号「平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

の報告について」説明を求めます。

### ○井崎直樹企画財政課長

報告第7号「平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」報告いたします。

本報告につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

1 ページをお開きください。

まず、健全化判断比率でございます。真ん中のほうに表を記載しております。区分欄をお願いいたします。

区分欄平成29年度決算に基づく比率、ここの欄が本町の数字でございます。その下、早期健全化基準が本町の判断の早期健全化基準となる数値を上げております。その下、財政再生基準欄につきましては、これも同じく基準欄、その数字を越えた場合は財政再生団体という数字の基準でございます。

まず、実質赤字比率につきましては本町は算定をされておられませんので、横棒となっております。黒字のためのマイナス表示ということでございます。連結実質赤字比率につきましても同様でございます。実質公債費比率につきましては7.5%でございます。この実質公債費比率の早期健全化基準は25%、財政再生の基準は35%でございます。ちなみに平成29年度は6.9%でした。将来負担比率につきましては15.8%となっております。早期健全化の基準は350%です。平成28年度は4.2%でございました。将来負担比率の増の要因といたしましては、下水道事業への一般会計からの繰り出しについて、繰り出し基準が平成28年度から見直され変更されたためと、充当可能基金の減により大きく伸びておりますが、今行っている事業は過疎債や合併特例債などの有利な起債借り入れによる事業を実施しております。

平成29年度の県内市町の数値はまだ集計ができておりませんが、参考としまして、将来負担比率の28年での県内の市町平均は57.1%でございました。

次のページをお願いいたします。

公営企業会計に係る資金不足比率でございます。真ん中の表をお願いいたします。

真ん中の表の資金不足額剰余金(4)引く(5)は(6)という欄でございます。この欄で、水道事業会計、マイナスの13億6,335万7,000円、農業集落排水特別会計、マイナスの490万9,000円、特定環境保全公共下水道特別会計でマイナスの4,764万7,000円と、いずれも資金不足からすればマイナスとなっております。つまり、資金不足はなく、表の下の米印の1段目でございますが、ここに記載しておりますとおり、資金不足比率は算定されないため、横棒、マイナスで表示しており、各公営企業会計とも黒字ということでございます。なお、別紙で、去る8月21日に監査委員会に対し、算定の内容等についての御報告を申し上げております。いずれも特に指摘すべき事項はないということで、御意見をいただいております。

以上、報告を終わります。

## ○片渕栄二郎議長

日程第5、報告第8号「只江川スポーツパークに関する報告について」説明を求めます。

## ○坂本博樹白石創生推進専門監

報告第8号「只江川スポーツパークに関する報告について」御説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人に該当しますので御報告いたします。

現在の只江川スポーツパークに対する出資の状況でございます。総資本額が4億6,560万円、株数で4,656株となっております。出資に対して白石町が2分の1の2,328株を出資しております。そのほか、取締役の方で2,128株、一般株主20名で200株の出資でございます。

次に、運営状況について御報告いたします。

1枚お開きください。

平成29年7月1日から平成30年6月30日までの入場者数の状況をつけております。月ごとの利用状況となっております。

続きまして、定時株主総会資料の2ページをお願いいたします。

平成29年度の事業報告でございます。毎月の定例役員会や経営改善対策委員会を開催し、収益拡大のため集客への取り組み並びに顧客サービスの充実を図るための事業も行いながら、経費の削減にも努められております。

12ページをお願いいたします。

12ページ、13ページは、損益計算書でございます。

13ページをお開きください。

一番下の当期純損失が1,710万5,063円となっております。

16ページをお願いいたします。A3でございます。

平成29年度管理運営収支決算書を御説明いたします。

収入の部の右側、1万1,960人とありますが、これは、前年平成28年度の利用者数でございます。その横の1万947人とありますが、29年度の利用者数でございます。前年度より1,013人の減となっております。前年度と比較して減となった理由といたしましては、7月の大雨によるコースの冠水や、9月から10月の台風など、天候による影響が主な要因と思っております。収入の部の事業収入で4,089万4,388円、前年度の決算より512万999円の減、事業外収入で1,483万3,125円、前年度の決算より799万4,654円の増となっております。事業外収入の借入金が800万円となっておりますが、浮き栈橋の修繕に係る借入金でございます。収入合計で5,572万7,513円でございます。

支出の部では、支出合計6,497万7,161円、前年度の決算より1,445万6,830円の増となっております。主なものといたしまして、事業費用の項目で給与手当で135万5,416円の増でございますが、職員2名分の退職金が主な要因でございます。中ほど、コース整備費において、1,278万8,450円の増であります。これは、浮き栈橋の修繕によるものが主な要因でございます。

その下の収支差額、①引く②、収入合計から支出合計を差し引いた額は924万

9,648円のマイナスとなっております。

このように平成29年度も厳しい経営状況ではございましたが、去る8月28日に開催されました定時株主総会において、平成29年度の決算及び平成30年度の事業計画が承認されたところであります。

今後の展望について申し上げます。

ゴルフ人口が減少する中で、むつごろうカントリークラブにおいても今後も厳しい経営状況が続くことは変わりありません。社長、支配人、役員、株主全員が一丸となって集客に努力していくことを確認されております。そして、今年度は会社設立30周年の節目の年として記念コンペや式典等も開催し、ゴルフ場のPRに努めていくこととなっております。また、グリーンやフェアウエーのコース整備はもちろんのこと、バンカーや樹木の管理などにも力を入れ、プレーヤーの安全管理と快適なプレーができるよう心がけ、社員も一層努力されていかれると考えております。

集客対策といたしましては、各種の割引や優待サービス等を行い、各種コンペの計画や若い世代への呼びかけ、また乗用カートの更新も計画しながら、町内外からの集客を一層図っていくこととされております。また、平成28年9月にオープンした白石パークゴルフ場につきましても、ゴルフ愛好家と家族と一緒に楽しめる場として、また地域のスポーツ行事の場として、ニュースポーツの振興とあわせて一体的にPRをしていただくよう期待しているところでございます。

今年度も只江川スポーツパークの目的である町民の健康増進と地域活性化に寄与するとともに、施設の有効活用を図り、ゴルフ場の価値観を高めていけるよう頑張っているところといたしたいというふうに思うところでございます。

以上、報告第8号についての説明を終わります。

## 日程第6

### ○片渕栄二郎議長

日程第6、報告第9号「債権の放棄について」報告を求めます。

### ○中村政文水道課長

報告第9号「債権の放棄について」、その概要を御説明いたします。

白石町債権の管理に関する条例第17条第1項の規定により、町の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定により、これを報告いたします。

債権の名称は水道料金です。対象件数につきましては、97件で97月分ということになります。対象人数は5人、金額といたしまして18万4,945円です。放棄の理由といたしましては、対象人数5名全て債務者の行方不明による放棄で、債権放棄合計額18万4,945円です。

以上で報告を終わります。

### ○片渕栄二郎議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日から一般質問ですので、よろしく申し上げます。

本日はこれにて散会します。

11時35分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年9月4日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 片 渕 彰

署 名 議 員 草 場 祥 則

事 務 局 長 小 柳 八 束